

月刊



岐阜労働局

ぎふ労働局 通信



2025 5

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

新しい働き方・休み方が
始まっています。

時間単位の年次有給休暇を
導入しましょう！



賃金引き上げ[※]の支援策



業務改善 助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※ 申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げ
+
設備投資

キャリアアップ 助成金

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用
労働者
の賃上げ

働き方改革 推進支援 助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

労働時間削減
等の取組
（賃上げ）
+
設備投資等

人材開発支援 助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げを行った場合、経費助成が6万円、別途賃金助成も支給されます。＊非正規労働者は、より高率の経費助成です。

職業訓練
+
経費助成等
（訓練終了後
の賃上げ等加算

人材確保等 支援助成金 （雇用管理制度・ 雇用環境整備助成 コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や**雇用環境の整備**（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

雇用管理改善
の取り組み
（賃上げ加算）

両立支援等助成金

仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む事業主のみなさまを応援します！



男性の育児休業取得促進
仕事と介護の両立支援
円滑な育児休業取得支援
業務代替者への手当支給等
育児期の柔軟な働き方整備
仕事と不妊治療等の両立支援

- >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
>>> 2 介護離職防止支援コース
>>> 3 育児休業等支援コース
>>> 4 育休中等業務代替支援コース
>>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース
>>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に対して助成します。

NEW 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主に対して助成します。



	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

新規中学・高校卒業者 採用説明会



令和7年6月2日(マイページでは6月1日)から、令和8年3月に中学・高校を卒業する生徒を対象とした求人受付が始まります。

各ハローワークでは、採用計画のある事業所の皆様を対象とした求人申込み手続きに係る説明会を開催いたします。説明会の日程は5月下旬ごろです。

応募先を検討する生徒や保護者、教諭に対し、積極的にアピールするチャンスが増えますので早期の計画がお勧めです。

説明会の日程はこちら



労働保険の年度更新

■申告・納付 6月2日(月)～7月10日(木)
5月中の受付はできません。

■年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
※電子申請は6月1日(日)から可能ですが、受付は6月2日(月)となります。

■労災保険率については、令和6年度と同率です。
一般拠出金は平成30年度以降変更ありません。

■雇用保険率については、令和7年4月1日より改定されています。



安心して働きたい！

令和7年度
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.2月～7.10木

申告と納付はお早めに

熱中症対策の強化 令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます！

- ★熱中症の自覚症状を有する場合又は熱中症の疑いがある場合にその旨を報告するための体制整備
- ★作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の手順の作成等
- ★関係者への周知

安全に！！



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

くわしくはこちら



キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

STEP
2

測定した暑さ指数に応じた対策を徹底